８高教福第１１１９号
令和８年１１月５日

高知県公立学校教員採用候補者　様
臨時教職員採用候補者　　様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の実施について（通知）

学校等においてこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守ることを目的とした「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）が、令和８年 12 月 25 日に施行されました。これに伴い、こども性暴力防止法の施行日以降に新たにこども等に接する業務に従事することとなる者は、こども性暴力防止に関する犯罪事実確認を原則として、こども等に接する業務に従事する前に終える必要があります。

記

１　犯罪事実確認の概要

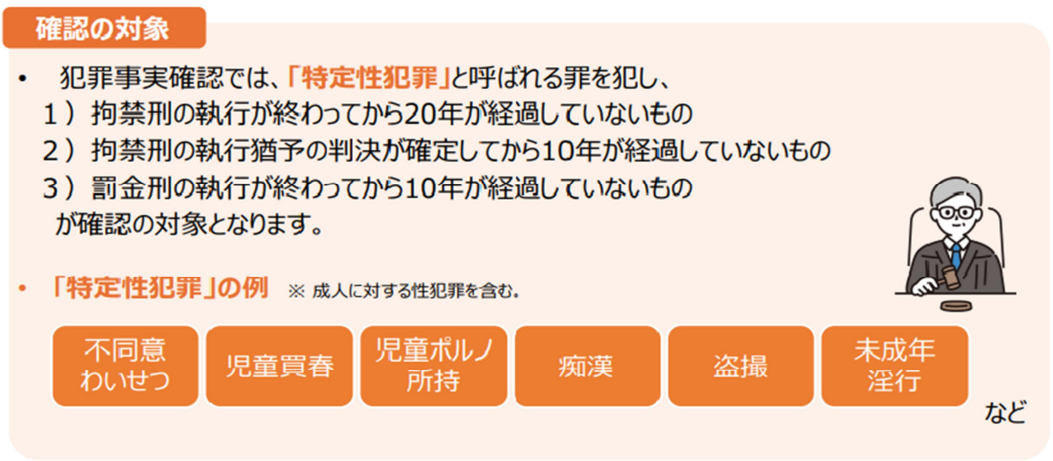
犯罪事実確認とは、学校等でこどもに接する現場で働く方について、事業者が性犯罪前科の有無を確認する仕組みです。

この確認は、こども家庭庁が事業者に交付する「犯罪事実確認書」により行われますが、犯罪事実確認書の交付の申請にあたっては、教職員採用候補者の皆さんが行う手続きがあり、こまもろうシステムを使用して行うため、任用担当課から別途連絡しますが、個人で確認できるメールアドレスのご提出をお願いいたします（出願時にメールアドレスを提出している場合、提出不要ですが、大学等組織のメールアドレスは使用出来ません）。

２　犯罪事実確認の期限

児童等に接する業務に従事する前まで（４月１日採用の場合、３月３１日まで）

３　確認の対象となる性犯罪



■参考
こども家庭庁　こども性暴力防止法

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こまもろうシステム　従業者向けマニュアル

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4cef2a90-9689-43d9-868d-ab445acdbce1/6f49120d/20260824_councils_koseibo-jumbi_4cef2a90_12.pdf